別表(1)　ファントム液剤の電気的特性

周波数（MHz）	比誘電率の実部	導電率（S／m）
30	55.0	0.75
150	52.3	0.76
300	45.3	0.87
450	43.5	0.87
750	41.9	0.89
835	41.5	0.90
900	41.5	0.97
1450	40.5	1.20
1800	40.0	1.40
1900	40.0	1.40
1950	40.0	1.40
2000	40.0	1.40
2100	39.8	1.49
2450	39.2	1.80
2600	39.0	1.96
3000	38.5	2.40
3500	37.9	2.91
4000	37.4	3.43
4500	36.8	3.94
5000	36.2	4.45
5200	36.0	4.66
5400	35.8	4.86
5600	35.5	5.07
5800	35.3	5.27
6000	35.1	5.48

注　数値間の値については線形補間により求めること。

別表(2)　ファントム液剤の電気的特性

周波数（MHz）	比誘電率の実部	導電率（S／m）
300	45.3	0.87
450	43.5	0.87
835	41.5	0.90
900	41.5	0.97
1450	40.5	1.20
1800	40.0	1.40
1900	40.0	1.40
1950	40.0	1.40
2000	40.0	1.40
2450	39.2	1.80
3000	38.5	2.40

注　数値間の値については線形補間により求めること。

○総務省告示第三百二十五号

登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）第二十条及び別表第七号の三の三(2)の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第二百七十九号（登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号の三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十五年八月二十三日　総務大臣　新藤　義孝

第三項第二号中「平成13年総務省告示第628号（人体頭部における比吸収率の測定方法を定める件）」を「平成25年総務省告示第324号（人体（頭部及び両手を除く。）における比吸収率の測定方法及び人体頭部における比吸収率の測定方法を定める件）」に、「、人体頭部」を「、人体」に改める。

○総務省告示第三百二十六号

登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）別表第五号第三の二注1及び別表第七号第三の二注1の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第二百八十一号（登録検査等事業者等規則別表第五号第三の二注1及び別表第七号第三の二注1の規定に基づく登録検査等事業者等が行う検査又は点検の実施項目を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十五年八月二十三日　総務大臣　新藤　義孝

第二項中「人体頭部」を「人体」に、「第十四条の二第一項」を「第十四条の二第一項又は第二項」に改める。

○財務省告示第二百七十三号

国債証券買入銷却法（明治三十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十五年七月十六日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十五年八月二十三日　財務大臣　麻生　太郎

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（変動・十五年）	第九回	六億円	百円八十五銭